

平成30年11月 2日  
子ども家庭局子育て支援課

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立児童館42館

所在地：別紙のとおり

施設内容：①施設概要 別紙のとおり

②事業内容 児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団

所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

主な業務内容：総合療育センターをはじめ、小池学園、ひまわり学園、保育所、児童館等の10種75施設を運営（指定管理者としての運営を含む）。

### 2 指定の経緯

平成30年 8月10日 募集開始

平成30年 9月26日 募集締め切り

平成30年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成30年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格

①法人等の団体であること（個人による応募は不可）。

②本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

③募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集

説明会に参加していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定め、上記の要件を、その代表団体に求める。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととする。

④共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

⑤厚生労働省が定める「児童館の設置運営要綱」に基づき、下記の要件を満たす主体であること。

ア 市町村

イ 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人

ウ 社会福祉法人

エ 次の要件を満たす上記（ア）から（ウ）以外の団体

- ・児童館を運営するために必要な経済的基盤があること。
- ・社会的信望を有すること。
- ・実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
- ・児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

## （２）応募状況

説明会参加： 1 団体

応募件数： 1 団体（社会福祉法人北九州市福祉事業団）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[市民代表] 大谷 芳子（北九州市子ども・子育て会議委員）
- ・[有識者] 角見 志津子（北九州市民生委員児童委員協議会理事）
- ・[会計・経営分野] 齊藤 久美（SA-KU コンサルティング代表）
- ・[学識経験者] 田中 信利（北九州市立大学文学部人間関係学科教授）
- ・[有識者] 西村 健司（(一社)コミュニティシンクタンク北九州理事）

## 5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
<b>1 指定管理者としての適性</b>	
<b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b>	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
<b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b>	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
<b>(3) 実績や経験など</b>	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
<b>2 管理運営計画の適確性</b>	
<b>【有効性】</b>	
<b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b>	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
<b>(2) 利用者の満足度</b>	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
<b>【効率性】</b>	
<b>(3) 指定管理料及び収入</b>	① 指定管理業務に係る費用が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
<b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。

③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか
<b>【適正性】</b>
<b>(5) 管理運営体制など</b>
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
<b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

**【評価レベル】**

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉 法人北九 州市福祉 事業団	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	4	5	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	4	5	4	4
	(3) 実績や経験など	5	3	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	3	3	3	4	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	3	3	4	3	6
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	3	4	4	8
小 計	100	68	71	67	63	74	—	65	
地元団体に対する優遇措置（5点）								5	
合 計								70	

### (2) 検討会における主な意見

- ・経営基盤は安定しており、民間活力を十分に発揮できる柔軟性を求めたい。
- ・具体的な提案もあり、今後の実現を期待したい。
- ・組織の大きさよって生じる硬直化を防ぐため、外部との交流や内部での活性化に尽力すると良いと思われる。

### (3) 検討会における検討結果

基本方針や安定的基盤、実績等の指定管理者としての「適性」については、市の要求水準を上回り、優れているとの評価であった。

また、設置目的達成に向けた取組みや利用者満足度からみる「有効性」や、指定管理料や収支計画からみる「効率性」、管理運営体制などの「適正性」等も、市の要求水準を満たしているが、今後更なる努力を期待するとの意見もあった。

以上の観点から、総合的な所見としては、社会福祉法人北九州市福祉事業団が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・児童館の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・総合療育センターなど福祉・医療施設の運営を行っており、障害児の受入対応などの面で、関連施設が有する専門性を活かした連携が期待できる。
- ・放課後児童クラブ事業での「緊急一時利用制度」や災害時等におけるSNSを活用した「緊急時一斉メール」の導入などの独自のサービスが提案されている。

## 8 提案額

平成31年度	734,414千円
平成32年度	739,590千円
平成33年度	748,722千円
平成34年度	750,472千円
平成35年度	753,419千円